

大川広域行政組合議会の招集に関する規則

〔 昭和45年10月12日 〕
規 則 第 1 号

改正 平成 4年 3月12日規則第 5号 平成12年 9月 1日規則第11号
平成15年 4月 1日規則第 3号 令和 3年12月28日規則第11号
令和 6年 8月 8日規則第10号

第1条 大川広域行政組合議会の定例会は、毎年3月、10月及び12月に招集する。

第2条 管理者は、必要があると認めるときは、前条の招集の月を変更することができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成4年3月12日規則第5号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成12年9月1日規則第11号）

この規則は、平成12年9月1日から施行する。

附 則（平成15年4月1日規則第3号）

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（令和3年12月28日規則第11号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和6年8月8日規則第10号）

この規則は、公布の日から施行する。